

新型インフルエンザ等対策行動計画・整合性確認チェックリスト(0630作成)

※本リストに掲げる項目のほか、市町村の判断で独自の対策や体制について記載することを妨げるものではありません。

第1章「実施体制」

No.	県行動計画記載内容	記載箇所	市町村行動計画記載ページ数	記載箇所	市町村行動計画記載内容
1	県、市町村、指定地方公共機関及び医療機関は、政府行動計画及び県行動計画の内容を踏まえ、新型インフルエンザ等の発生に備えた実践的な訓練を実施する。なお、訓練の内容については、疫学調査のみならず、オンラインを通じた診療現場への支援、COVMATやeMAT等感染制御の支援等の訓練も検討する。	P31 第1節(2)1-2①	16	第1節(2)1-2①	市は、政府行動計画及び県行動計画の内容を踏まえ、県が主導して実施する新型インフルエンザ等の発生に備えた実践的な訓練に協力する。なお、訓練の内容については、疫学調査のみならず、オンラインを通じた診療現場への支援、COVMATやeMAT等感染制御の支援等の訓練も検討する。
2	県、市町村及び指定地方公共機関は、それぞれ県行動計画、市町村行動計画、指定地方公共機関における業務計画を、国の支援を活用しながら作成・変更する。県は、市町村及び指定地方公共機関の当該計画の作成・変更を支援する。県行動計画及び市町村行動計画を作成・変更する際には、あらかじめ、感染症に関する専門的な知識を有する者その他の学識経験者の意見を聴く。	P32 第1節(2)1-3①	17	第1節(2)1-3①	市は、市行動計画を国及び県の支援を活用しながら作成・変更する。県は、市行動計画の作成・変更を支援する。市行動計画を作成・変更する際には、あらかじめ、感染症に関する専門的な知識を有する者その他の学識経験者の意見を聴く。
3	県及び市町村は、新型インフルエンザ等の発生時において強化・拡充すべき業務を実施するために必要な人員等の確保及び平時から維持すべき業務の継続を図るため、業務継続計画を作成・変更する。県の業務継続計画については、保健所等や市町村の業務継続計画との整合性にも配慮しながら作成する。	P32 第1節(2)1-3②	17	第1節(2)1-3②	市は、新型インフルエンザ等の発生時において強化・拡充すべき業務を実施するために必要な人員等の確保及び平時から維持すべき業務の継続を図るため、業務継続計画を作成・変更する。
4	県は、特措法の定めのほか、県対策本部に関し、必要な事項を条例で定める。市町村も同様とする。	P32 第1節(2)1-3③	17	第1節(2)1-3③	市は、特措法の定めのほか、市対策本部に関し、必要な事項を条例で定める。
5	県は、新型インフルエンザ等対策に携わる医療従事者、ICNをはじめとした感染対策に従事する看護師、入院調整本部を担う医師等の専門人材、事務職員等の養成等を行う。市町村、指定地方公共機関及び医療機関等は、新型インフルエンザ等対策に携わる医療従事者等の養成等を行う。 特に、県等は、国やJIHS、県の研修等を積極的に活用しつつ、地域の感染症対策の中核となる保健所及び衛生研究所等の調査・検査等に携わる専門人材の確保や育成に努める。	P32 第1節(2)1-3⑤	17	第1節(2)1-3⑤	県は、新型インフルエンザ等対策に携わる医療従事者、ICNをはじめとした感染対策に従事する看護師、入院調整本部を担う医師等の専門人材、事務職員等の養成等を行う。市は、新型インフルエンザ等対策に携わる医療従事者等の養成等を行う。
6	県は、国、市町村及び指定地方公共機関等と、相互に連携し、新型インフルエンザ等の発生に備え、平時からの情報共有、連携体制の確認、訓練を実施する。また、必要に応じて他の都道府県との連携体制を構築する。特に、県境を越えた医療人材等の派遣や患者移送等については、都道府県間の連携、県と市町村との連携、保健所間の連携も重要であり、こうした地方公共団体間の広域的な連携についても平時から積極的に取り組み、準備を行う。	P33 第1節(2)1-4①	17	第1節(2)1-4①	市は、国、県及び指定地方公共機関等と、相互に連携し、新型インフルエンザ等の発生に備え、平時からの情報共有、連携体制の確認、訓練を実施する。特に、県境を越えた医療人材等の派遣や患者移送等については、都道府県間の連携、県と市との連携、保健所間の連携も重要である。このため、市は県や関係機関と協力し、地方公共団体間の広域的な連携についても平時から積極的に取り組み、準備を行う。
7	県、市町村及び指定地方公共機関等は、新型インフルエンザ等の発生に備え、業界団体や関連する学会等の関係機関と、情報交換等をはじめとした連携体制を構築する。	P33 第1節(2)1-4②	17	第1節(2)1-4②	市は、新型インフルエンザ等の発生に備え、業界団体や関係機関と、情報交換等をはじめとした連携体制を構築する。
8	県等は、予防計画を策定・変更する際には、県行動計画、医療法に基づく医療計画及び地域保健対策の推進に関する基本的な指針に基づく健康危機対処計画と整合性を図る。	P33 第1節(2)1-4④			記載なし
9	県は、厚生労働大臣から新型インフルエンザ等の発生が公表され、特措法第15条に基づき政府対策本部が設置された場合は、直ちに県対策本部を設置する。 市町村は、必要に応じ、対策本部を設置することを検討し、新型インフルエンザ等対策に係る措置の準備を進める。	P36 第2節(2)2-2②	18	第2節(2)2-2②	市は、厚生労働大臣から新型インフルエンザ等の発生が公表され、特措法第15条に基づき国が政府対策本部を設置し、県が県対策本部を設置した場合は、必要に応じ、市対策会議を開催し、新型インフルエンザ等対策に係る今後の市の対応方針等について協議する。
10	保健所は、必要に応じ、地域別対策会議を開催し、地域における新型インフルエンザ等対策について協議を行う。	P36 第2節(2)2-2⑤			記載なし
11	県は、第1章第1節(準備期)(2)1-3及び1-4を踏まえ、病床確保、疫学調査、宿泊療養、自宅療養者支援等その他別に定める業務に対し、必要な職員及び応援職員を配置し、全庁的な対応を進める。 市町村は、必要に応じ、第1章第1節(準備期)(2)1-3及び1-4を踏まえ、必要な人員体制の強化が可能となるよう、全庁的な対応を進める。	P36 第2節(2)2-2⑥	18	第2節(2)2-2③	県は、県行動計画、第1章第1節(準備期)(2)1-3及び1-4を踏まえ、病床確保、疫学調査、宿泊療養、自宅療養者支援等その他別に定める業務に対し、必要な職員及び応援職員を配置し、全庁的な対応を進める。 市は、必要に応じ、第1章第1節(準備期)(2)1-3及び1-4を踏まえ、情報収集等の必要な業務を行うための人員を配置し、対応期に備える。
12	県及び市町村は、国による財政支援を有効活用するほか、必要に応じて地方債の発行を検討する等、財源を確保し、所要の準備を行う。	P36 第2節(2)2-3	18	第2節(2)2-3	市は、国による財政支援を有効活用するほか、必要に応じて地方債の発行を検討する等、財源を確保し、所要の準備を行う。
13	県は、市町村が新型インフルエンザ等のまん延により当該市町村の全部又は大部分の事務を行うことができなくなった場合で、当該市町村が、県に対し、特定新型インフルエンザ等対策の事務の代行を要請したときには、これに対応する。	P41 3節(2)3-1-3③	20	第3節(2)3-1-3①	市は、新型インフルエンザ等のまん延により全部又は大部分の事務を行うことができなくなった場合には、県に対し、特定新型インフルエンザ等対策の事務の代行を要請する。県はこれに対応する。
14	県及び市町村は、国による財政支援を有効活用するほか、必要に応じて地方債の発行を検討する等、財源確保を通じて必要な対策を実施する。	P41 3節(2)3-1-4	21	第3節(2)3-1-4	市は、国による財政支援を有効活用するほか、必要に応じて地方債の発行を検討する等、財源確保を通じて必要な対策を実施する。

15	市町村は、緊急事態宣言がなされた場合は、市町村行動計画に基づき、直ちに、市町村対策本部を設置する。市町村対策本部長は、当該市町村の区域に係る緊急事態措置を的確かつ迅速に実施するため必要があると認めるときは、緊急事態措置に関する総合調整を行う。	P41.3節(2)3-2-1	21	第3節(2)3-2	市は、緊急事態宣言がなされた場合は、市行動計画に基づき、直ちに、市対策本部を設置する。市対策本部長は、緊急事態措置を的確かつ迅速に実施するため必要があると認めるときは、県対策本部長に対して緊急事態措置に関する総合調整を行うよう要請する。
----	---	----------------	----	-----------	--

新型インフルエンザ等対策行動計画・整合性確認チェックリスト(0630作成)
 ※本リストに掲げる項目のほか、市町村の判断で独自の対策や体制について記載することを妨げるものではありません。
 第4章「情報提供・共有、リスクコミュニケーション」

No.	県行動計画記載内容	記載箇所	市町村行動計画記載ページ数	記載箇所	市町村行動計画記載内容
1	「新型インフルエンザ等に関する情報の住民等への適切な方法による提供」について記載している。	P56 第1節(1)～	21	第1節(1)～	「新型インフルエンザ等に関する情報の住民等への適切な方法による提供」について記載している。 ※計画案参照

新型インフルエンザ等対策行動計画・整合性確認チェックリスト(0630作成)

※本リストに掲げる項目のほか、市町村の判断で独自の対策や体制について記載することを妨げるものではありません。

第6章「まん延防止」

No.	県行動計画記載内容	記載箇所	市町村行動計画記載ページ数	記載箇所	市町村行動計画記載内容
1	県、市町村及び学校等は、換気、マスク着用等の咳エチケット、手洗い、人混みを避ける等の基本的な感染対策の普及を図る。 また、自らの感染が疑われる場合は、相談センターに連絡して指示を仰ぐことや、感染を広げないように不要不急の外出を控えること、マスクの着用等の咳エチケットを行う等の感染症有事の対応等について、平時から理解の促進を図る。	P70 第1節(2)1-2②	27	第1節(2)1-2②	市及び学校等は、換気、マスク着用等の咳エチケット、手洗い、人混みを避ける等の基本的な感染対策の普及を図る。 また、自らの感染が疑われる場合は、相談センターに連絡して指示を仰ぐことや、感染を広げないように不要不急の外出を控えること、マスクの着用等の咳エチケットを行う等の感染症有事の対応等について、平時から理解の促進を図る。
2	県等は、国等と相互に連携し、県内における新型インフルエンザ等患者の発生に備え、感染症法に基づく患者への対応(入院勧告・措置等)や患者の同居者等の濃厚接触者への対応(外出自粛要請、健康観察の実施、有症時の対応指導等)の確認を進める。 また、県等は、国と相互に連携し、検疫所から新型インフルエンザ等に感染した疑いのある帰国者等に関する情報を受けた場合は、この情報を有効に活用する。	P72 第2節(2)2-1①	28	第1節(2)2-1①	市は、国及び県と相互に連携し、市内における新型インフルエンザ等患者の発生に備え、感染症法に基づく患者への対応(入院勧告・措置等)や患者の同居者等の濃厚接触者への対応(外出自粛要請、健康観察の実施、有症時の対応指導等)の確認に協力する。 また、保健所から新型インフルエンザ等に感染した疑いのある帰国者等に関する情報を受けた場合は、この情報を共有し活用する。
3	県等は、JIHSから提供される情報を含め、病原体の性状(病原性、感染力、遺伝子型等)、臨床像等に関する情報の分析・リスク評価に基づく、有効なまん延防止対策に資する情報を、速やかに収集する。	P72 第2節(2)2-1②	28	第1節(2)2-1②	県等は、JIHSから提供される情報を含め、病原体の性状(病原性、感染力、遺伝子型等)、臨床像等に関する情報の分析・リスク評価に基づく、有効なまん延防止対策に資する情報を、速やかに収集する。
4	県等は、国と連携し、地域の感染状況等に応じて、感染症法に基づき、患者への対応(入院勧告・措置等)や患者の同居者等の濃厚接触者への対応(外出自粛要請等)等の措置を行う。また、病原体の性状(病原性、感染力、遺伝子型等)についての情報収集等で得られた知見等を踏まえ、積極的疫学調査等による感染源の推定及び濃厚接触者の同定による感染拡大防止対策等有効と考えられる措置がある場合には、組み合わせて実施する。	P73 第3節(2)3-1-1			記載なし
5	県等は、病院、高齢者施設等の基礎疾患を有する者が集まる施設や、多数の者が居住する施設等を管理する者に対し、感染対策を強化するよう要請する。	P76 第3節(2)3-1-3-5②			記載なし

No.	県行動計画記載内容	記載箇所	市町村行動計画記載ページ数	記載箇所	市町村行動計画記載内容
1	県等は、国及びJHISが行うワクチンの研究開発の担い手の確保を推進するための人材育成に協力する。 また、研究開発体制の強化のため、感染症指定医療機関等と当該人材との連携体制の構築に努める。	P81 第1節(2)1-1			記載なし
2	県及び市町村は、特定接種に係る事業者の要件や登録手続について、国が行う県内事業者に対する周知に協力する。	P82 第1節(2)1-3-1	31	第1節(2)1-2-1	市は、特定接種に係る事業者の要件や登録手続について、国が行う市内事業者に対する周知に協力する。
3	県及び市町村は、国の定める基準に該当する事業者を登録事業者として登録する手続について、必要に応じ、国に協力する。 また、県は、登録事業者の対象の決定について、必要に応じ、その拡大等について国に対し要請する。	P82 第1節(2)1-3-2	32	第1節(2)1-2-2	市は、国の定める基準に該当する事業者を登録事業者として登録する手続について、必要に応じ、国に協力する。 また、県は、登録事業者の対象の決定について、必要に応じ、その拡大等について国に対し要請する。
4	市町村又は県は、医療従事者の確保、接種の優先順位の考え方等について、医療現場の過度の負担とならないよう国に求めるとともに、国の整理を踏まえつつ、医師会、歯科医師会、薬剤師会、看護協会等の関係者と連携し、接種に必要な人員、会場、資材等を含めた接種体制の構築に必要な訓練を平時から行うとともに、平時から予防接種に必要な資材の確保方法等の確認を行い、必要な場合に速やかに確保できるよう準備する。	P82 第1節(2)1-4-1	32	第1節(2)1-3-1	市は、医療従事者の確保、接種の優先順位の考え方等について、医療現場の過度の負担とならないよう、国及び県に必要な対応を求めるとともに、国及び県の方針等の整理を踏まえつつ、入間地区医師会、歯科医師会、薬剤師会等の関係者と連携し、接種に必要な人員、会場、資材等を含めた接種体制の構築に必要な訓練を平時から行うとともに、平時から予防接種に必要な資材の確保方法等の確認を行い、必要な場合に速やかに確保できるよう準備する。
5	県又は市町村は、それぞれ特定接種の対象となり得る者に対し、集団的な接種を原則とした速やかな特定接種が実施できるよう、接種体制を構築する。	P82 第1節(2)1-4-2	32	第1節(2)1-3-2	市は、状況に応じてそれぞれ特定接種の対象となり得る者に対し、集団的な接種を原則とした速やかな特定接種が実施できるよう、接種体制を構築する。
6	県は、市町村との連携のもと、市町村の住民接種体制を補完する仕組みについて平時から準備する。 また、市町村又は県は、国等の協力を得ながら、住民に対し、速やかにワクチンを接種するための体制を構築する。	P83 第1節(2)1-4-3①	32	第1節(2)1-3-3①	市は、県と連携し、住民接種体制を補完する仕組みについて平時から準備する。 また、市は、国及び県からの協力を得ながら、住民に対し、速やかにワクチンを接種するための体制を構築する。
7	市町村又は県は、円滑な接種の実施のため、全国の医療機関との委託契約等を通じて、居住地以外の地方公共団体における接種を可能にするための取組を進める。	P83 第1節(2)1-4-3②	32	第1節(2)1-3-3②	市は、円滑な接種の実施のため、全国の医療機関との委託契約等を通じて、居住地以外の地方公共団体における接種を可能にするための取組を進める。
8	市町村又は県は、医師会、歯科医師会、薬剤師会、看護協会等の医療関係者及び学校関係者等と協力し、地域のかかりつけ医や診療所等による個別接種体制を確認する。また、国が示す接種体制の具体的なモデル等を参考として、接種に携わる医療従事者等の体制や、接種の場所、接種の時期の周知・予約等、接種の具体的な実施方法について準備を進める。	P83 第1節(2)1-4-3③	32	第1節(2)1-3-3③	市は、入間地区医師会、歯科医師会、薬剤師会等の医療関係者及び学校関係者等と協力し、地域のかかりつけ医や診療所等による個別接種体制を確認する。また、国が示す接種体制の具体的なモデル等を参考として、接種に携わる医療従事者等の体制や、接種の場所、接種の時期の周知・予約等、接種の具体的な実施方法について準備を進める。
9	県及び市町村は、予防接種の意義や制度の仕組み等、予防接種やワクチンへの理解を深める啓発を行うとともに、新型インフルエンザ等対策におけるワクチンの役割や有効性及び安全性、供給体制・接種体制、接種対象者、接種順位の在り方等の基本的な情報について、国とともにウェブサイトやSNS等を通じて情報提供・共有を行い、県民等の理解促進を図る。	P83 第1節(2)1-5	32	第1節(2)1-4	市は、予防接種の意義や制度の仕組み等、予防接種やワクチンへの理解を深める啓発を行うとともに、新型インフルエンザ等対策におけるワクチンの役割や有効性及び安全性、供給体制・接種体制、接種対象者、接種順位の在り方等の基本的な情報について、国とともにウェブサイトやSNS等を通じて情報提供・共有を行い、市民等の理解促進を図る。
10	県及び市町村は、国のシステム基盤等を活用し、予防接種事務や記録等の共有を迅速かつ正確に行うことができるよう、平時から体制を構築する。	P83 第1節(2)1-6	33	第1節(2)1-5	市は、国のシステム基盤等を活用し、予防接種事務や記録等の共有を迅速かつ正確に行うことができるよう、平時から体制を構築する。
11	市町村又は県は、医師会、歯科医師会、薬剤師会、看護協会及び医療機関等の協力を得ながら、接種会場や接種に携わる医療従事者等の確保等接種体制の構築を行う。 県は、市町村の接種体制の状況等を踏まえ、例えば、県による大規模接種会場の設置やワクチンバスの運用等について必要な準備を行う。	P84 第2節(2)2-1-2	33	第2節(2)2-1-2	市は、入間地区医師会、歯科医師会、薬剤師会及び医療機関等の協力を得ながら、接種会場や接種に携わる医療従事者等の確保等接種体制の構築を行う。県は、市の接種体制の状況等を踏まえ、例えば、県による大規模接種会場の設置やワクチンバスの運用等について必要な準備を行う。
12	市町村又は県は、医師会、歯科医師会、薬剤師会、看護協会及び医療機関等の協力を得ながら、初動期に構築した接種体制に基づき接種を行う。 また、国が定めるワクチン接種の優先順位を踏まえ、医療従事者やエッセンシャルワーカー等に対する接種を迅速かつ確実に実施する。 県は、市町村の接種体制の状況等を踏まえ、例えば、県による大規模接種会場の設置やワクチンバスの運用等を行う。 なお、国により職域接種の方針が示された場合は、事業者に対し、実施に関する正確かつ迅速な情報提供を行う。	P85 第3節(2)3-2-1①	33	第3節(2)3-2-1①	市は、入間地区医師会、歯科医師会、薬剤師会及び医療機関等の協力を得ながら、初動期に構築した接種体制に基づき接種を行う。 また、国が定めるワクチン接種の優先順位を踏まえ、医療従事者やエッセンシャルワーカー等に対する接種を迅速かつ確実に実施する。 県は、市の接種体制の状況等を踏まえ、例えば、県による大規模接種会場の設置やワクチンバスの運用等を行う。なお、国により職域接種の方針が示された場合は、事業者に対し、実施に関する正確かつ迅速な情報提供を行う。
13	市町村又は県は、新型インフルエンザ等の流行株が変異し、国により追加接種の実施が判断された場合についても、混乱なく円滑に接種が進められるよう、国及び医療機関と連携して、接種体制の継続的な整備に努める。	P85 第3節(2)3-2-1②	34	第3節(2)3-2-1②	市は、新型インフルエンザ等の流行株が変異し、国により追加接種の実施が判断された場合についても、混乱なく円滑に接種が進められるよう、国及び県、医療機関と連携して、接種体制の継続的な整備に努める。

14	国が特定接種の実施及び実施方法の決定を行った場合には、県及び市町村は、国と連携し、新型インフルエンザ等対策の実施に携わる地方公務員の対象者に対して、集団的な接種を行うことを基本として、本人の同意を得て特定接種を行う。	P86 第3節(2)3-2-2	34	第3節(2)3-2-2	国が特定接種の実施及び実施方法の決定を行った場合には、市は、国及び県、入間地区医師会等と連携し、新型インフルエンザ等対策の実施に携わる地方公務員の対象者に対して、集団的な接種を行うことを基本として、本人の同意を得て特定接種を行う。
15	市町村又は県は、国と連携し、接種体制の準備を行う。	P86 第3節(2)3-2-3-1	34	第3節(2)3-2-3-1	市は、国及び県と連携し、接種体制の準備を行う。
16	市町村又は県は、全ての県民が速やかに接種を受けられるよう、医師会、歯科医師会、薬剤師会、看護協会及び医療機関等の協力を得ながら、準備期及び初動期に整理した接種体制を構築する。	P86 第3節(2)3-2-3-2	34	第3節(2)3-2-3-2	市は、全ての市民が速やかに接種を受けられるよう、入間地区医師会、歯科医師会、薬剤師会及び医療機関等の協力を得ながら、準備期及び初動期に整理した接種体制を構築する。
17	市町村又は県は、予約受付体制を構築し、接種を開始する。また、県民等に対し、接種に関する情報を提供・共有する。	P86 第3節(2)3-2-3-3	34	第3節(2)3-2-3-3	市は、予約受付体制を構築し、接種を開始する。また、市民等に対し、接種に関する情報を提供・共有する。
18	市町村又は県は、感染状況を踏まえ、必要に応じ、保健センター等を活用した医療機関以外の接種会場の増設等を検討する。 また、高齢者施設等の入所者等接種会場での接種が困難な者が接種を受けられるよう、介護保険部局等や医師会等の関係団体と連携し、接種体制を確保する。	P86 第3節(2)3-2-3-4	34	第3節(2)3-2-3-4	市は、感染状況を踏まえ、必要に応じ、健康福祉センター・地区センター等の公共施設等を活用した医療機関以外の接種会場の増設等を検討する。また、高齢者施設等の入所者等接種会場での接種が困難な者が接種を受けられるよう、入間地区医師会等の関係団体と連携し、接種体制を確保する。
19	県及び市町村は、地方公共団体間で接種歴を確認し、接種誤りを防止できるよう、また、接種を受けた者が当該接種に係る記録を閲覧できるよう、国のシステム基盤等を活用し、接種記録の適切な管理を行う。	P86 第3節(2)3-2-3-5	34	第3節(2)3-2-3-5	市は、地方公共団体間で接種歴を確認し、接種誤りを防止できるよう、また、接種を受けた者が当該接種に係る記録を閲覧できるよう、国のシステム基盤等を活用し、接種記録の適切な管理を行う。
20	県及び市町村は、国との連携のもと、ワクチンの安全性について、医療機関等から報告される予防接種後の副反応疑い報告で得られる情報や、最新の科学的知見や海外の動向等の情報収集に努め、県民等への適切な情報提供・共有を行う。	P87 第3節(2)3-3-1	34	第3節(2)3-3-1	市は、国及び県との連携のもと、ワクチンの安全性について、医療機関等から報告される予防接種後の副反応疑い報告で得られる情報や、最新の科学的知見や海外の動向等の情報収集に努め、市民等への適切な情報提供・共有を行う。
21	市町村又は県は、国の協力を得ながら、国から予防接種の実施により健康被害が生じたと認定された者について、速やかに救済を受けられるように、制度の周知を徹底する。	P87 第3節(2)3-3-2	35	第3節(2)3-3-2	市は、国及び県の協力を得ながら、国から予防接種の実施により健康被害が生じたと認定された者について、速やかに救済を受けられるように、制度の周知を徹底する。
22	県及び市町村は、国と連携し、予防接種の意義や制度の仕組み等予防接種やワクチンへの理解を深めるための啓発を行うとともに、接種スケジュール、使用ワクチンの種類、有効性及び安全性、接種時に起こりうる副反応の内容やその頻度、副反応への対処方法、接種対象者や接種頻度、副反応疑い報告及び健康被害救済制度等の予防接種に係る情報について積極的にリスクコミュニケーションを行う。 なお、県民が正しい情報に基づいて接種の判断を行えるよう、科学的根拠に基づく情報発信の徹底に努める。	P87 第3節(2)3-4	35	第3節(2)3-4	市は、国及び県と連携し、予防接種の意義や制度の仕組み等予防接種やワクチンへの理解を深めるための啓発を行うとともに、接種スケジュール、使用ワクチンの種類、有効性及び安全性、接種時に起こりうる副反応の内容やその頻度、副反応への対処方法、接種対象者や接種頻度、副反応疑い報告及び健康被害救済制度等の予防接種に係る情報について積極的にリスクコミュニケーションを行う。なお、市民が正しい情報に基づいて接種の判断を行えるよう、科学的根拠に基づく情報発信の徹底に努める。

新型インフルエンザ等対策行動計画・整合性確認チェックリスト(0630作成)

※本リストに掲げる項目のほか、市町村の判断で独自の対策や体制について記載することを妨げるものではありません。

第11章「保健」

No.	県行動計画記載内容	記載箇所	市町村行動計画記載ページ数	記載箇所	市町村行動計画記載内容
1	県等は、保健所における流行開始(新型インフルエンザ等感染症に係る発生等の公表)から1か月間において想定される業務量に対応するため、保健所職員、本庁等からの応援職員、IHEAT要員、市町村からの応援派遣等、保健所の感染症有事体制を構成する人員を確保する。	P118.1節(2)1-1②			記載なし
2	県等は、予防計画に定める保健所における感染症有事体制(保健所における流行開始から1か月間において想定される業務量に対応する人員確保数、IHEAT要員の確保数)の状況を毎年度確認する。	P119.1節(2)1-2①	35	第1節(2)1-2	市は、県の保健所・衛生研究所の体制整備に協力し、必要に応じて市の庁内業務継続計画(BCP)と連動させて感染症対応に支障が生じないようにする。DXの推進や外部委託の活用を含め、庁内業務の効率化を進め、感染症有事に円滑に移行できる体制を準備する。
3	県等は、予防計画に基づき、衛生研究所等や検査等措置協定締結機関等による感染症有事に備えた検査体制の確保等を行う。	P119.1節(2)1-2②			
4	保健所及び衛生研究所は、業務継続計画を策定する。なお、その策定に当たっては、感染症有事における県等、保健所及び衛生研究所等の業務を整理する。 また、業務継続計画に基づく業務体制に円滑に移行できるよう、平時からDXを前提とした保健所業務の抜本的な見直しとともに、TXの考え方の導入や外部委託の活用等による業務効率化及び保健師等の適正配置等による働き方改革を推進し、保健所の体制を整備する。	P119.1節(2)1-2③			
5	県等は、保健所における感染症有事体制を構成する人員(IHEAT要員を含む。)への年1回以上の研修・訓練を実施する。	P119.1節(2)1-3-1①	36	第1節(2)1-3-1	市は、県の実施する研修・訓練に参加し、市職員の感染症危機対応能力を高める。必要に応じて、市独自に庁内研修やシミュレーション訓練を行い、庁内体制の迅速な移行を可能とする。
6	県等は、国及びJIHSと連携し、危機管理のリーダーシップを担う人材や応援職員の人材の育成、「実地疫学専門家養成コース(FETP)」の活用を通じた疫学専門家等の養成及び連携の推進、IHEAT要員に係る研修の実施等により、地域の専門人材の充実を図り、感染症危機への対応能力の向上を図る。	P119.1節(2)1-3-1②			
7	県等は、新型インフルエンザ等の発生及びまん延に備え、国や県の研修等を積極的に活用しつつ、保健所や衛生研究所等の人材育成に努める。また、県は、保健所設置市を含め、保健所や衛生研究所等とともに、新型インフルエンザ等の発生及びまん延を想定した訓練を実施する。	P120.1節(2)1-3-1④			
8	県等は、保健所や衛生研究所等に加え、本庁においても速やかに感染症有事体制に移行するため、感染症危機管理部局に限らない全庁的な研修・訓練を実施することで、感染症危機への対応能力の向上を図る。	P120.1節(2)1-3-1⑤			
9	県等は、新型インフルエンザ等の発生に備え、連携協議会等を活用し、平時から保健所や衛生研究所等のみならず、市町村、消防機関等の関係機関、専門職能団体等と意見交換や必要な調整等を通じ、連携を強化する。 また、連携協議会等においては、入院調整の方法や医療人材の確保、保健所体制、検査体制、情報共有の在り方、感染症患者等の移送、他の疾患等の傷病者の救急搬送等について協議し、その結果を踏まえ、県等は、予防計画を変更する。なお、県は、予防計画を変更する際には、県行動計画・医療計画・健康危機対処計画と整合性を図る。保健所設置市が行う場合はこれを準用する。 その際、県は、必要に応じ、総合調整権限を活用しながら、医療提供体制の確保を行うことについて、あらかじめ関係機関等と確認する。 さらに、県等は、感染症有事において、感染症の特徴や病原体の性状(病原性、感染力、遺伝子型等)、流行状況、病床の逼迫状況等により陽性者が自宅や宿泊療養施設で療養する場合には、陽性者への食事の提供等の実施、宿泊施設の確保等が必要となるため、市町村や協定を締結した民間宿泊事業者等との連携体制も構築し、地域全体で感染症危機に備える体制を構築する。	P120.1節(2)1-3-2	36	第1節(2)1-3-2	市は、県が設置する連携協議会等に参加し、医療機関、消防機関、関係団体と連携を強化する。市は、地域の医療機関や福祉施設との情報共有を推進し、感染症危機に備えた地域連携体制を構築する。
10	県等は、感染経路の特定、濃厚接触者の把握に係る積極的疫学調査、病原体の収集及び分析等の専門的業務を適切に実施するために、感染症がまん延した際の情報量と業務量の増大を想定し、効率的な情報集約と柔軟な業務配分・連携・調整の仕組みを構築するとともに、保健所や衛生研究所等における交替要員を含めた人員体制や設備等の整備、感染症対応業務に従事する職員等のメンタルヘルス支援等の必要な対策を講ずる。また、県は、外部委託や市町村の協力を活用しつつ健康観察を実施できるよう体制を整備する。	P121.1節(2)1-4①	36	第1節(2)1-4	市は、保健所が実施する積極的疫学調査や健康観察等の業務を支援し、必要に応じて職員派遣や情報共有に協力する。

11	保健所は、平時から新型インフルエンザ等の発生等、感染症のまん延等に備えた準備を計画的に進めるため、健康危機対処計画の策定・更新を通じ、保健所長を統括保健師が補佐する体制や想定した業務量に対応するための人員の確保、研修・訓練の実施、ICT活用等による業務の効率化、地域の専門職能団体や大学等教育機関等の関係機関との連携強化等に取り組む。	P121.1節(2)1-4②			記載なし
12	衛生研究所等は、健康危機対処計画の策定・更新を通じ、施設及び機器の整備・メンテナンス、検査の精度管理の向上、感染症情報の管理等のためのシステムの活用、調査及び研究の充実並びにJIHS等の関係機関との連携体制の構築、休日及び夜間において適切な対応を行う体制の整備等を図る。	P121.1節(2)1-4③			記載なし
13	衛生研究所等及び検査等措置協定締結機関等は、迅速な検査及び疫学調査の機能の維持・強化を図るため、国がJIHSと連携して実施する訓練等に参加する。また、平時の訓練等を活用し、国及び県等と協力して検査体制の維持に努める。	P121.1節(2)1-4④			記載なし
14	衛生研究所等及び検査等措置協定締結機関等は、平時から県等の関係機関と協力し、感染症有事の際に検体の輸送が滞りなく実施可能か、研修や訓練を通じて確認する。	P121.1節(2)1-4⑤			記載なし
15	県等及び衛生研究所は、感染症有事の際に迅速に検査体制を整備できるよう、JIHSが実施する検体の入手から病原体の検出手法の確立及びその手法を検査機関に普及するに至るまでの初動体制を構築するための訓練に参加し、研究機関、学会、試薬・検査機器メーカー等との連携構築を図る。	P121.1節(2)1-4⑥			記載なし
16	県等、保健所及び衛生研究所等は、感染症サーベイランスシステムを活用し、平時から季節性インフルエンザ、新型コロナ、急性呼吸器感染症(ARI)等の流行状況(病原体ゲノムサーベイランスを含む。)を迅速に把握する体制を整備する。	P121.1節(2)1-4⑦			記載なし
17	県等及び保健所は、医療機関等情報支援システム(G-MIS)を活用し、協定締結医療機関の協定の準備状況(病床確保・発熱外来等の措置内容確認、研修・訓練等、各物資の備蓄状況等)を把握する。	P122.1節(2)1-4⑧			記載なし
18	県等、保健所及び家畜保健衛生所は、感染症法若しくは家畜伝染病予防法(昭和26年法律第166号)に基づく獣医師からの届出又は野鳥等に対する調査等に基づき、国内及び地域における鳥インフルエンザの発生状況等を把握する。また、医療機関から鳥インフルエンザの感染が疑われる者について保健所に情報提供・共有があった場合に、それぞれ情報提供・共有を行う体制を整備する。	P122.1節(2)1-4⑨			記載なし
19	県等は、国及びJIHSが主導する感染症の特徴や病原体の性状(病原性、感染力、遺伝子型等)等を明らかにするための調査研究や、治療薬等の研究開発について、積極的に協力する。	P122.1節(2)1-4⑩			記載なし
20	県等、保健所及び衛生研究所等は、国が行うDXの推進について、国と連携した訓練等により運用を確認するとともに、訓練等を通じて把握した各種システムの運用に関する課題について、国に改善を要請する。	P122.1節(2)1-5	36	第1節(2)1-5	市は、県の導入する感染症サーベイランスシステムや関連ICTツールと連携し、市民への情報提供、健康観察支援等を効率的に実施できるよう体制を整える。
21	県等は、国から提供された情報をはじめ、感染症に関する基本的な情報、基本的な感染対策(換気、マスク着用等の咳エチケット、手洗い、人混みを避ける等)、感染症の発生状況等の情報、新型インフルエンザ等に関する情報、発生時に取るべき行動や対策等について、地域の実情に応じた方法で、県民に対して情報提供・共有を行う。 また、県民への情報提供・共有方法や、県民向けコールセンター等の設置をはじめとした県民からの相談体制の整備方法、リスクコミュニケーションの在り方等について、あらかじめ検討を行い、感染症有事の際に速やかに感染症情報の県民への情報提供・共有体制を構築できるようにする。	P122.1節(2)1-6①	36	第1節(2)1-6	市は、県の要請を受けて、感染症の発生状況や基本的な感染対策を市民へ分かりやすく周知する。高齢者、こども、外国人、障害のある方など情報伝達に配慮が必要な市民に対しても、適切に情報を届ける。また、市は、相談窓口の設置や広報活動を通じ、市民の不安解消と誤情報・偏見の防止に努める。
22	県等は、感染症情報の共有に当たり、情報の受取手である県民等と可能な限り双方向のコミュニケーションに基づいたリスクコミュニケーションを適切に行うことができるよう、県民等が必要とする情報を把握し、更なる情報提供・共有に資する方法等を整理する。	P122.1節(2)1-6②			
23	県等は、感染症は誰でも感染する可能性があり、感染者やその家族、所属機関、医療従事者等に対する偏見・差別等は、法的責任を伴い得ることや、患者が受診行動を控える等感染症対策の妨げにもなること等について啓発する。	P122.1節(2)1-6③			
24	県等は、市町村と連携し、高齢者、こども、日本語能力が十分でない外国人、視覚や聴覚等が不自由な方等といった、情報共有に当たって配慮が必要な者に対しても、感染症有事において適時適切に情報共有ができるよう、平時における感染症情報の共有においても適切に配慮する。	P123.1節(2)1-6④			

25	保健所は、衛生研究所等と連携し、感染症対策に必要な情報の収集を行い、地域における総合的な感染症の情報の発信拠点として、感染症についての情報共有、相談等のリスクコミュニケーションを行う。	P123.1節(2)1-6⑤			
26	県等は、予防計画に基づく保健所の感染症有事体制(保健所における流行開始から1か月間において想定される業務量に対応する人員確保数、IHEAT要員の確保数)及び衛生研究所等の感染症有事における検査体制への移行の準備状況を適時適切に把握するとともに、必要に応じ、公表後に備えた以下の対応に係る準備を行う。 ・医師の届出等で患者を把握した場合の患者等への対応(入院勧告・措置、積極的疫学調査等)や患者の同居者等の濃厚接触者への対応(外出自粛要請、健康観察の実施、有症時の対応指導等) ・積極的疫学調査等による、集団感染(クラスター)の発生状況の把握 ・IHEAT要員に対する、県等の管轄する区域内における地域保健対策に係る業務への従事 ・感染拡大時における業務の一元化や外部委託等による保健所の業務効率化 ・衛生研究所等、医療機関、検査等措置協定を締結している民間検査機関等の検査体制の迅速な整備	P124.2節(2)2-1①			
27	県等は、国からの要請や助言も踏まえ、予防計画に基づく感染症有事における保健所人員体制及び衛生研究所等の検査体制への移行の準備状況を適時適切に把握し、速やかに検査体制を立ち上げる。また、県等の本庁等からの応援職員の派遣、市町村に対する応援派遣要請、IHEAT要員に対する応援要請といった、交替要員を含めた人員の確保に向けた準備を進める。	P124.2節(2)2-1②			
28	保健所は、健康危機対処計画に基づき、県等の本庁等と連携して感染症有事体制を構成する人員の参集や支援に向けた準備、感染症の特徴や病原体の性状(病原性、感染力、遺伝子型等)等を踏まえた必要な物資・資機材の調達準備等、感染症有事体制への移行の準備を進める。	P125.2節(2)2-1④			
29	県等は、JIHSによる衛生研究所等への技術的支援等も活用し、検査等措置協定を締結している民間検査機関や以下の2-2に記載する相談センターとの連携も含めた早期の検査体制の構築に努める。	P125.2節(2)2-1⑤			
30	衛生研究所等は、健康危機対処計画に基づき、県等の本庁等と連携して感染症有事体制を構成する人員の参集や支援に向けた準備、感染症の特徴や病原体の性状(病原性、感染力、遺伝子型等)等を踏まえた必要な物資・資機材の調達準備等、感染症有事体制への移行の準備を進めるとともに、JIHS等と連携して感染症の情報把握に努める。	P125.2節(2)2-1⑥			
31	県等は、国及びJIHSが主導する感染症の特徴や病原体の性状(病原性、感染力、遺伝子型等)等を明らかにするための調査研究や、治療薬等の研究開発について、積極的に協力する。	P125.2節(2)2-1⑦			
32	県等は、国の要請に基づき、発生国・地域からの帰国者等や有症状者等からの相談を受ける相談センターを整備するとともに、発生国・地域からの帰国者等や有症状者等に対し、必要に応じ、適時に感染症指定医療機関への受診につながるよう、これを周知する。	P125.2節(2)2-2①			
33	県等は、国が設置した情報提供・共有のためのウェブサイト等を県民等へ周知するとともに、Q&Aの公表や県民等向けコールセンター等の設置等を通じて、県民等に対する速やかな情報提供・共有体制を構築する。また、双方向的なコミュニケーションの環境を整え、リスク認識や対策の意義を共有する。	P125.2節(2)2-2②			
34	県等は、第3章第2節(「サーベイランス」における初動期)(2)2-2-1で開始する疑似症サーベイランス等により、新型インフルエンザ等感染症に係る発生等の公表前に県内で疑似症患者が発生したことを把握した場合は、保健所等において、当該者に対して積極的疫学調査及び検体採取を実施するとともに、感染症のまん延を防止するため、感染症指定医療機関への入院について協力を求める。	P126.2節(2)2-3			
			37	第1節(2)2-1	市は、県・保健所等と連携し、患者や濃厚接触者の把握、健康観察、外出自粛要請等の措置に協力する。市は、集団感染(クラスター)の発生状況に関する情報を県・保健所から得て、地域の関係機関と共有し、必要な感染拡大防止策を講ずる。 市は、感染拡大時に保健所の業務がひっ迫することを踏まえ、県からの要請に応じて職員を派遣するなど、地域保健対策の補完に協力する。 市は、医療機関、消防機関等との連携を図り、入院調整や救急搬送に関する県の体制整備を支援するとともに、地域の医療提供状況を把握して県に報告する。 市は、感染症の特徴や病原体の性状等に応じて、必要な物資・資機材(マスク、消毒液、パルスオキシメーター等)をあらかじめ確保・備蓄するとともに、県からの配布・供給体制に協力する。 市は、県・保健所から提供される情報を踏まえ、市民や関係団体への周知・情報提供を行うとともに、感染症の発生や拡大に関する情報の収集に努める。
			37	第1節(2)2-2	市は、県や保健所が設置する相談窓口の案内や受診方法を、市公式ホームページや広報媒体を通じて市民に周知する。市は、感染症の発生に関する正確かつ分かりやすい情報を発信し、市民の不安の軽減と適切な行動につながるよう努める。市は、感染症に関する国・県からの最新の知見や要請内容を速やかに市民へ伝達するとともに、地域の医療機関や関係団体との情報共有を行う。
					記載なし

35	県等は、本庁等からの応援職員の派遣、市町村に対する応援派遣要請、IHEAT要員に対する応援の要請等を遅滞なく行い、保健所における感染症有事体制を確立するとともに、衛生研究所等における検査体制を速やかに立ち上げる。	P127.3節(2)3-1①	37	第3節(2)3-1	市は、県や保健所からの要請に応じて職員の派遣を行うとともに、市内の感染状況や医療提供体制を把握し、県に報告する。市は、医療機関や消防機関と連携し、入院調整や救急搬送に係る体制整備を支援する。市は、必要な物資や資機材を確保・配布し、地域における感染症対応体制を強化する。市は、関係機関と協力し、市民への適切な情報提供と対応を行う。
36	県等は、国及びJIHSが主導する感染症の特徴や病原体の性状(病原性、感染力、遺伝子型等)等を明らかにするための調査研究や、治療薬等の研究開発について、積極的に協力する。	P127.3節(2)3-1④			
37	県等、保健所及び衛生研究所等は、予防計画、健康危機対処計画、準備期に整備・整理した組織・業務体制や役割分担等に基づき、相互に連携するとともに、市町村、医療機関、消防機関等の関係機関と連携して、以下の3-2-1から3-2-7までに記載する感染症対応業務を実施する。	P128.3節(2)3-2			
38	県等は、有症状者等からの相談に対応する相談センターを強化し、感染したおそれのある者について、当該者の症状の程度や基礎疾患等の重症化リスク等を踏まえ、必要に応じ、速やかに発熱外来の受診につなげる。相談センターの運営に当たっては、業務効率化のため、適時に外部委託や県での一元化等を行うことを検討する。	P128.3節(2)3-2-1	37	第3節(2)3-2-1	市は、県が設置する相談窓口を市民に周知するとともに、相談内容を把握し、必要に応じて県に報告し、医療機関につなぐ。
39	県等は、国が決定する検査実施の方針やその見直しを踏まえ、検査の目的や検査体制を含む検査実施の方針等に関する情報を、県民に分かりやすく提供・共有する。	P128.3節(2)3-2-2①	38	第3節(2)3-2-2	市は、県が示す検査方針を市民に分かりやすく周知するとともに、市域の感染状況を把握し、県に報告する。市は、医療機関や関係団体との情報共有に努める。
40	県等は、地域の実情に応じて、感染症対策上の必要性、衛生研究所等や検査等措置協定締結機関等における検査体制等を踏まえ、検査の実施範囲を判断する。	P128.3節(2)3-2-2②			
41	衛生研究所等は、保健所と連携して、検査等措置協定締結機関等を含めた検査体制が十分に拡充されるまでの間の必要な検査を実施する。また、衛生研究所等は、JIHSとの連携や他の地方衛生研究所等とのネットワークを活用した国内の新型インフルエンザ等に係る知見の収集、JIHSへの地域の感染状況等の情報提供・共有、地域の変異株の状況の分析、県等の本庁や保健所等への情報提供・共有、検査等措置協定締結機関等における検査等に対する技術支援や精度管理等を通じ、地域におけるサーベイランス機能を発揮する。	P128.3節(2)3-2-2③			
42	県等は、新型インフルエンザ等の特徴や患者の臨床像等の情報を把握するため、医療機関に対して退院等の届出の提出を求める。 また、県等は、国等と連携し、国内の新型インフルエンザ等の発生状況や発生動向の推移、感染症の特徴や病原体の性状(病原性、感染力、遺伝子型等)、臨床像等について、流行状況に応じたサーベイランスを実施する。なお、国が定点把握を含めた適切な感染症サーベイランスの実施体制を検討し、医療機関からの患者報告による定点把握でも感染動向の把握が可能となったと判断した場合には、適切な時期に実施体制を移行する。 県等は、国が実施する感染症サーベイランスのほか、必要に応じ、地域の感染動向等に応じて、独自に判断して感染症サーベイランスを実施する。	P128.3節(2)3-2-2④	38	第3節(2)3-2-3	市は、保健所が実施する疫学調査に協力し、感染源や濃厚接触者に関する情報を関係機関に伝達する。
43	県等は、感染源の推定(後ろ向き積極的疫学調査)や濃厚接触者等の同定(前向き積極的疫学調査)を行うため、保健所等において、感染者又は感染者が属する集団に対して、JIHSが示す指針等に基づき積極的疫学調査を行う。	P129.3節(2)3-2-3①			
44	県等は、新型インフルエンザ等感染症等に係る発生等の厚生労働大臣による公表後おおむね1か月以降の時期(以下、「大臣公表後約1か月以降」という。)においては、感染症の特徴や病原体の性状(病原性、感染力、遺伝子型等)、流行状況、保健所における業務負担を勘案し、国が示す方針も踏まえながら、地域の実情に応じて積極的疫学調査の調査項目や対象を見直す。	P129.3節(2)3-2-3②			

45	県等は、医師からの届出により新型コロナウイルス等患者等を把握した場合は、医師が判断した当該患者等の症状の程度や基礎疾患等の重症化リスク、医療機関等情報支援システム(G-MIS)により把握した協定締結医療機関の確保病床数、稼働状況、病床使用率、感染症の特徴や病原体の性状(病原性、感染力、遺伝子型等)や流行状況等を踏まえ、速やかに療養先を判断し、入院勧告・措置及び入院、自宅療養、宿泊療養の調整を行う。なお、感染症の特徴や病原体の性状(病原性、感染力、遺伝子型等)等が明らかでない場合においては、県等で得られた知見を踏まえた対応について、必要に応じ、国及びJHSへ協議・相談し、その結果を踏まえ、対応する。入院の優先度や入院先医療機関の判断等においては、準備期に整備・整理した役割分担に基づき、医療機関等と適切に連携して対応する。	P129.3節(2)3-2-4①	38	第3節(2)3-2-4	市は、県の方針に基づき、患者の入院や自宅・宿泊療養の調整を支援し、搬送に当たって消防機関や搬送事業者と連携する。
46	県等は、医師からの届出により新型コロナウイルス等の患者等を把握し、医師が判断した当該患者等の症状の程度、感染症の特徴や病原体の性状(病原性、感染力、遺伝子型等)、流行状況等を勘案した上で、当該患者等に対して自宅又は宿泊療養施設で療養するよう協力を求める場合は、当該患者等やその濃厚接触者に対して、外出自粛要請や就業制限を行う。 また、県は、外部委託や市町村の協力を活用しつつ、定められた期間の健康観察を行う。	P130.3節(2)3-2-5①	38	第3節(2)3-2-5	市は、自宅・宿泊療養者に対し、食事の提供や物資の支給を行い、県と協力して健康観察を実施する。
47	県等は、必要に応じ、市町村と協力して、当該患者やその濃厚接触者に関する情報等を共有しながら、食事の提供等当該患者やその濃厚接触者が日常生活を営むために必要なサービスの提供又はパルスオキシメーター等の物品の支給に努める。	P130.3節(2)3-2-5②			
48	県等は、軽症の患者又は無症状病原体保有者や濃厚接触者への健康観察について、感染症サーベイランスシステムの健康状態の報告機能を活用することで、保健所の業務効率化・負荷軽減を図る。	P130.3節(2)3-2-5③			記載なし
49	県等は、検疫所から通知があったときは、保健所において、新型コロナウイルス等に感染したおそれのある居宅等待機者等に対して健康監視を実施する。	P130.3節(2)3-2-6①	38	第3節(2)3-2-6	市は、県や保健所が行う健康監視に協力し、市民に対する必要な注意喚起を行う。
50	県等は、検疫所から通知があったときに行う健康監視について、県の体制等を勘案して、新型コロナウイルス等のまん延を防止するため必要があると認めるときは、県等に代わって健康監視を実施するよう国に要請する。	P130.3節(2)3-2-6②			
51	県等は、感染が拡大する時期にあつては、新型コロナウイルス等に関する情報や発生時に取るべき行動等、新型コロナウイルス等の対策等について、県民等の理解を深めるため、分かりやすく情報提供・共有を行う。	P131.3節(2)3-2-7①	38	第3節(2)3-2-7	市は、市民に対して正確で分かりやすい情報を提供するとともに、高齢者、子ども、外国人、障害者など配慮が必要な市民に対して、理解しやすい方法で周知を行う。
52	県等は、高齢者、子ども、日本語能力が十分でない外国人、視覚や聴覚等が不自由な方等といった、情報発信に当たって配慮が必要な方のニーズに応えられるよう、市町村と連携し、工夫して感染症対策や各種支援策の周知・広報を行う。	P131.3節(2)3-2-7②			
53	県等は、流行開始を目的に感染症有事体制へ切り替えるとともに、予防計画に基づく感染症有事における保健所人員体制及び衛生研究所等の検査体制への移行状況を適時適切に把握し、必要に応じ、交替要員を含めた、本庁等からの応援職員の派遣、市町村に対する応援派遣要請、IHEAT要員に対する応援要請等を行う。	P131.3節(2)3-3-1-1①			記載なし
54	県等は、地域の感染状況等の実情に応じて必要と認めるときは、JHSに対し、実地疫学の専門家等の派遣要請を行う。	P131.3節(2)3-3-1-1③			記載なし
55	県等は、国が整備した感染症サーベイランスシステム等のICTツールの活用や県での業務の一元化・外部委託等により、保健所及び衛生研究所等における業務の効率化を推進する。	P131.3節(2)3-3-1-1④			記載なし
56	県等は、保健所等において、準備期に定めた業務体制や役割分担に基づき、関係機関と連携して疫学調査や健康観察等の感染症対応業務を行う。	P131.3節(2)3-3-1-1⑤			記載なし
57	保健所は、感染症有事体制への切り替え、その体制を構成する人員の参集、必要な物資・資機材の調達等を行う。	P131.3節(2)3-3-1-1⑥			記載なし
58	県等は、国及びJHSが主導する感染症の特徴や病原体の性状(病原性、感染力、遺伝子型等)等を明らかにするための調査研究や、治療薬等の研究開発について、積極的に協力する。	P131.3節(2)3-3-1-1⑦			記載なし
59	県等は、国が決定した検査実施の方針や地域の流行状況等の実情を踏まえ、予防計画に基づき、衛生研究所等や検査等措置協定締結機関等における検査体制を拡充する。	P132.3節(2)3-3-1-2①			記載なし
60	衛生研究所等は、検査実施の方針等を踏まえ、検査を実施する。	P132.3節(2)3-3-1-2②			記載なし
61	県等は、感染症の特徴や病原体の性状(病原性、感染力、遺伝子型等)等の評価を踏まえ、無症状病原体保有者への検査が必要と判断された場合は、検査対象者等を関係機関へ周知す	P132.3節(2)3-3-1-2③			記載なし
62	県等は、大臣公表後1か月経過以降も、地域の感染状況等の実情に応じて必要と認めるときは、JHSに対し、実地疫学の専門家等の派遣要請を行う。	P132.3節(2)3-3-2-1①			

63	県等は、引き続き必要に応じ、交替要員を含めた、本庁等からの応援職員の派遣、市町村に対する応援派遣要請、IHEAT要員に対する応援要請等を行う。	P132 3節(2)3-3-2-1②	38	第3節(2)3-3-2-1	市は、感染状況や業務負荷に応じた体制の見直しに協力し、自宅療養者支援を継続・強化する。また、医療機関や福祉施設と連携して療養環境の確保に努める。
64	県等は、引き続き、保健所で業務のひっ迫が見込まれる場合には、県での業務の一元化や外部委託等による業務効率化を進める。	P132 3節(2)3-3-2-1④			
65	県等は、保健所等において行う感染症対応業務について、準備期に定めた業務体制や役割分担に基づき関係機関と連携して行うとともに、感染症の特徴や病原体の性状(病原性、感染力、遺伝子型等)、感染状況等を踏まえ、国から対応方針の変更が示された場合は、地域の実情や県等の本庁、保健所及び衛生研究所等の業務負荷等も踏まえ、保健所の人員体制や衛生研究所等の検査体制等の体制の見直し、感染症対応業務の対応の変更を適時適切に行う。	P132 3節(2)3-3-2-1⑤			
66	県等は、自宅療養の実施に当たっては、準備期に整備した市町村を含めた食事の提供等の実施体制や医療提供体制に基づき実施する。	P133 3節(2)3-3-2-1⑦			
67	衛生研究所等は、大臣公表後約1か月までに立ち上げた検査体制を維持しつつ、地域の変異株の状況の分析及び県等の本庁や保健所等への情報提供・共有等を実施する。	P133 3節(2)3-3-2-2	39	第3節(2)3-3-3	記載なし
68	県等は、国からの要請も踏まえ、地域の実情に応じ、保健所及び衛生研究所等における感染症有事の体制等の段階的な縮小についての検討を行い、実施する。また、特措法によらない基本的な感染症対策への移行に伴い留意すべき点(医療提供体制や感染対策の見直し等)及びこれに伴う保健所等での対応の縮小について、県民に対し、丁寧に情報提供・共有を行う。	P133 3節(2)3-3-3			市は、県の方針に基づき、感染症有事体制から平時の体制へ段階的に移行するとともに、市民に対して感染症対策や医療提供体制の見直しについて分かりやすく情報を提供する。

新型インフルエンザ等対策行動計画・整合性確認チェックリスト(0630作成)
 ※本リストに掲げる項目のほか、市町村の判断で独自の対策や体制について記載することを妨げるものではありません。
 第12章「物資」

No.	県行動計画記載内容	記載箇所	市町村行動計画記載ページ数	記載箇所	市町村行動計画記載内容
1	県、市町村及び指定地方公共機関は、県行動計画、市町村行動計画又は業務計画に基づき、その所掌事務又は業務に係る新型インフルエンザ等対策の実施に必要な感染症対策物資等を備蓄するとともに、定期的に備蓄状況等を確認する。 なお、上記の備蓄については、災害対策基本法(昭和36年法律第223号)第49条の規定による物資及び資材の備蓄と相互に兼ねることができる。	P134.1節(2)1-2①		第1節(2)1-2①	市は、県行動計画及び市行動計画に基づき、その所掌事務又は業務に係る新型インフルエンザ等対策の実施に必要な感染症対策物資等を備蓄するとともに、定期的に備蓄状況等を確認する。なお、上記の備蓄については、災害対策基本法(昭和36年法律第223号)第49条の規定による物資及び資材の備蓄と相互に兼ねることができる。

新型インフルエンザ等対策行動計画・整合性確認チェックリスト(0630作成)

※本リストに掲げる項目のほか、市町村の判断で独自の対策や体制について記載することを妨げるものではありません。

第13章「県民生活及び県民経済の安定の確保」

No.	県行動計画記載内容	記載箇所	市町村行動計画記載ページ数	記載箇所	市町村行動計画記載内容
1	県は、新型インフルエンザ等発生時に、県民生活及び社会経済活動への影響に関する情報収集を行うため、国の関係省庁、市町村、指定地方公共機関、関係業界団体との間で、連絡窓口となる部署及び担当者を定め、情報共有体制を整備する。 また、県及び市町村は、新型インフルエンザ等対策の実施に当たり、関係機関との連携、また内部部局間での連携のため、必要となる情報共有体制を整備する。	P141.1節(2)1-1	40	第1節(2)1-1	市は、新型インフルエンザ等発生時に、市民生活及び地域経済活動への影響に関する情報収集を行うため、国及び県、指定地方公共機関、関係業界団体等との間で、連絡窓口となる部署及び担当者を定め、情報共有体制を整備する。
2	県及び市町村は、新型インフルエンザ等発生時の支援実施に係る行政手続や支援金等の給付・交付等について、DXを推進し、適切な仕組みの整備を行う。その際は、高齢者やデジタル機器に不慣れな人々、外国人等も含め、支援対象に迅速に網羅的に情報が届くようにすることに留意する。	P141.1節(2)1-2	41	第1節(2)1-2	市は、県の支援を受け、新型インフルエンザ等発生時の支援実施に係る行政手続や支援金等の給付・交付等について、DXを推進し、適切な仕組みの整備を行う。その際は、高齢者やデジタル機器に不慣れな人々、外国人等も含め、支援対象に迅速に網羅的に情報が届くようにすることに留意する。
3	また、支援の際には、支援対象及びその内容について、ニーズに即した支援を行うとともに、県、市町村及び指定地方公共機関は、県行動計画、市町村行動計画又は業務計画に基づき、第12章第1節(「物資」における準備期)1～2で備蓄する感染症対策物資等のほか、その所掌事務又は業務に係る新型インフルエンザ等対策の実施に当たり、必要な食料品や生活必需品等を備蓄する。 なお、上記の備蓄については、災害対策基本法第49条の規定による物資及び資材の備蓄と相互に兼ねることができる。	P143.1節(2)1-5①	41	第1節(2)1-3①	市は、県行動計画及び市行動計画に基づき、第12章第1節(「物資」における準備期)1～2で備蓄する感染症対策物資等のほか、その所掌事務又は業務に係る新型インフルエンザ等対策の実施に当たり、必要な食料品や生活必需品等を備蓄する。 なお、上記の備蓄については、災害対策基本法第49条の規定による物資及び資材の備蓄と相互に兼ねることができる。
4	県及び市町村は、県内事業者や県民に対し、新型インフルエンザ等の発生に備え、マスクや消毒薬等の衛生用品、食料品や生活必需品等の備蓄を行うことを勧奨する。	P143.1節(2)1-5②	41	第1節(2)1-3②	市は、市内事業者や市民に対し、新型インフルエンザ等の発生に備え、マスクや消毒薬等の衛生用品、食料品や生活必需品等の備蓄を行うことを勧奨する。
5	県は、国及び市町村と連携し、火葬場の火葬能力及び一時的に遺体を安置できる施設等についての把握・検討を行い、火葬又は埋葬を円滑に行うための体制を整備する。	P143.1節(2)1-7	41	第1節(2)1-5	市は、県と連携して、火葬場の火葬能力及び一時的に遺体を安置できる施設等についての把握・検討を行い、火葬又は埋葬を円滑に行うため、県が進める体制整備に取り組む。
6	県及び市町村は、新型インフルエンザ等及び新型インフルエンザ等のまん延の防止に関する措置により生じうる心身への影響を考慮し、必要な施策(自殺対策、メンタルヘルス対策、孤独・孤立対策、高齢者のフレイル 予防、こどもの発達・発育に関する影響への対応等)を講ずる。	P146.3節(2)3-1-2	42	第3節(2)3-1-2	市は、県とともに、新型インフルエンザ等及び新型インフルエンザ等のまん延の防止に関する措置により生じうる心身への影響を考慮し、必要な施策(自殺対策、メンタルヘルス対策、孤独・孤立対策、高齢者のフレイル 予防、こどもの発達・発育に関する影響への対応等)を講ずる。
7	県及び市町村は、新型インフルエンザ等対策として、学校の使用の制限やその他長期間の学校の臨時休業の要請等がなされた場合は、必要に応じ、教育及び学びの継続に関する取組等必要な支援を行う。	P147.3節(2)3-1-4	42	第3節(2)3-1-4	市は、県とともに、新型インフルエンザ等対策として、学校の使用の制限やその他長期間の学校の臨時休業の要請等がなされた場合は、必要に応じ、教育及び学びの継続に関する取組等必要な支援を行う。
8	県及び市町村は、県民生活及び県民経済の安定のために、物価の安定及び生活関連物資等の適切な供給を図る必要があることから、生活関連物資等の価格が高騰しないよう、また、買占め及び売惜しみが生じないよう、調査・監視をするとともに、必要に応じ、関係業界団体等に対して供給の確保や便乗値上げの防止等の要請を行う。	P148.3節(2)3-1-8①	43	第3節(2)3-1-6①	市は、県とともに、市民生活及び地域経済の安定のために、物価の安定及び生活関連物資等の適切な供給を図る必要があることから、生活関連物資等の価格が高騰しないよう、また、買占め及び売惜しみが生じないよう、調査・監視をするとともに、必要に応じ、関係業界団体等に対して供給の確保や便乗値上げの防止等の要請を行う。
9	県及び市町村は、生活関連物資等の需給・価格動向や実施した措置の内容について、県民への迅速かつ的確な情報共有に努めるとともに、必要に応じ、県民からの相談窓口・情報収集窓口の充実を図る。	P148.3節(2)3-1-8②	43	第3節(2)3-1-6②	市は、県とともに、生活関連物資等の需給・価格動向や実施した措置の内容について、市民への迅速かつ的確な情報共有に努めるとともに、必要に応じ、市民からの相談窓口・情報収集窓口の充実を図る。
10	県及び市町村は、生活関連物資等の価格の高騰又は供給不足が生じ、又は生じるおそれがあるときは、それぞれの行動計画に基づき、適切な措置を講ずる。	P148.3節(2)3-1-8③	43	第3節(2)3-1-6③	市は、県とともに、生活関連物資等の価格の高騰又は供給不足が生じ、又は生じるおそれがあるときは、それぞれの行動計画に基づき、適切な措置を講ずる。
11	県及び市町村は、新型インフルエンザ等緊急事態において、県民生活との関連性が高い物資若しくは役務又は県民経済上重要な物資若しくは役務の価格の高騰又は供給不足が生じ、又は生じるおそれがあるときは、生活関連物資等の買占め及び売惜しみに対する緊急措置に関する法律(昭和48年法律第48号)、国民生活安定緊急措置法(昭和48年法律第121号)、物価統制令(昭和21年勅令第118号)その他の法令の規定に基づく措置その他適切な措置を講ずる。	P148.3節(2)3-1-8④	43	第3節(2)3-1-6④	市は、県とともに、新型インフルエンザ等緊急事態において、市民生活との関連性が高い物資若しくは役務又は市民経済上重要な物資若しくは役務の価格の高騰又は供給不足が生じ、又は生じるおそれがあるときは、生活関連物資等の買占め及び売惜しみに対する緊急措置に関する法律(昭和48年法律第48号)、国民生活安定緊急措置法(昭和48年法律第121号)、物価統制令(昭和21年勅令第118号)その他の法令の規定に基づく措置その他適切な措置を講ずる。
12	県は、第13章第2節(初動期)2～4の対応を継続して行うとともに、県は、必要に応じ、以下の①から③までの対応を行う。 ① 県は、国の要請を受け、市町村が火葬場の経営者に可能な限り火葬炉を稼働させることについて、市町村と調整する。 ② 県は、国の要請を受け、死亡者が増加し、火葬能力の限界を超えることが明らかになった場合に、市町村が行う一時的に遺体を安置する施設等を直ちに確保することについて、必要な調整を行う。 ③ 県は、遺体の埋葬及び火葬について、墓地、火葬場等に関連する情報を広域的かつ速やかに収集し、遺体の搬送の手配等を実施する。	P148.3節(2)3-1-9	43	第3節(2)3-1-7	市は、県の要請を受け、第13章第2節(初動期)2～3の対応を継続して行うとともに、必要に応じ、以下の①から③までの対応を行う。 ①市は、県の要請を受け、火葬場の経営者に可能な限り火葬炉を稼働させることについて調整する。 ②市は、県の要請を受け、死亡者が増加し、火葬能力の限界を超えることが明らかになった場合に、一時的に遺体を安置する施設等を直ちに確保するよう努める。 ③県は、遺体の埋葬及び火葬について、墓地、火葬場等に関連する情報を広域的かつ速やかに収集し、遺体の搬送の手配等を実施する。

13	県及び市町村は、新型インフルエンザ等及び新型インフルエンザ等のまん延の防止に関する措置による県内事業者の経営及び県民生活への影響を緩和し、県民生活及び県民経済の安定を図るため、当該影響を受けた県内事業者を支援するために必要な財政上の措置その他必要な措置を、公平性にも留意し、効果的に講ずる。 なお、県は、業界団体等と連携しつつ、事務の外部委託のほか、支援の迅速性、円滑性及び必要な手続の簡易性に配慮した支援体制を構築する。	P149.3節(2)3-2-2	44	第3節(2)3-2-2	市は、県とともに、新型インフルエンザ等及び新型インフルエンザ等のまん延の防止に関する措置による市内事業者の経営及び市民生活への影響を緩和し、市民生活及び地域経済の安定を図るため、当該影響を受けた市内事業者を支援するために必要な財政上の措置その他必要な措置を、公平性にも留意し、効果的に講ずる。なお、県は、業界団体等と連携しつつ、事務の外部委託のほか、支援の迅速性、円滑性及び必要な手続の簡易性に配慮した支援体制を構築する。
14	以下の①から⑤までの事業者である県及び市町村又は指定地方公共機関等は、新型インフルエンザ等緊急事態において、それぞれの県行動計画又は市町村行動計画、業務計画で定めるところにより必要な措置を講ずる。 ① 電気事業者及びガス事業者である指定地方公共機関等 電気及びガスを安定的かつ適切に供給するため必要な措置 ② 水道事業者、水道用水供給事業者及び工業用水道事業者である県、市町村及び指定地方公共機関等 水を安定的かつ適切に供給するため必要な措置 ③ 運送事業者である指定地方公共機関等 旅客及び貨物の運送を適切に実施するため必要な措置 ④ 電気通信事業者である指定地方公共機関等 通信を確保し、及び緊急事態措置の実施に必要な通信を優先的に取り扱うため必要な措置 ⑤ 郵便事業を営む者及び一般信書便事業者である指定地方公共機関等 郵便及び信書便を確保するため必要な措置 なお、県は、緊急事態措置の実施のため緊急の必要がある場合は、運送事業者である指定地方公共機関等に対し、緊急物資の運送を要請する。また、県は、医薬品等販売業者である指定地方公共機関等に対し、緊急事態措置の実施に必要な医薬品、医療機器又は再生医療等製品の配送を要請する。	P149.3節(2)3-2-3	44	第3節(2)3-2-3	以下の新型インフルエンザ等緊急事態において、市行動計画で定めるところにより必要な措置を講ずる。 ①市は、消毒その他衛生上の措置等、水を安定的かつ適切に供給するために必要な措置を講ずる。